## 太田市公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、太田都市計画第一種市街地再開発事業を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに太田市長に意見書を提出することができる。

令和5年8月18日

太田市長 清水 聖義

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1)種類

太田都市計画第一種市街地再開発事業の変更

(2)名称

太田駅南口第三地区第一種市街地再開発事業

- 2 都市計画を定める土地の区域高度利用地区(太田駅南口第三地区)の区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 太田市役所 都市政策部 まちづくり推進課
- 4 縦覧期間
  - (1)期間

令和5年8月18日(金)から9月1日(金)まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2)時間

午前8時30分から午後5時15分まで